

条例公布第4号

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

宇和島地区広域事務組合

組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(宇和島地区広域事務組合軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 宇和島地区広域事務組合軽費老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後（案）					
別表（第6条関係）						別表（第6条関係）					
対象収入による階層区分		入所者の利用料月額				対象収入による階層区分		入所者の利用料月額			
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用	計			生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用	計
1	1,500,000円以下	44,510円	10,000円	10,000円	64,510円	1	1,500,000円以下	44,510円	10,000円	10,000円	64,510円
2	1,500,001円～ 1,600,000円	44,510円	13,000円	10,000円	67,510円	2	1,500,001円～ 1,600,000円	44,510円	13,000円	10,000円	67,510円
3	1,600,001円～ 1,700,000円	44,510円	16,000円	10,000円	70,510円	3	1,600,001円～ 1,700,000円	44,510円	16,000円	10,000円	70,510円
4	1,700,001円～ 1,800,000円	44,510円	19,000円	10,000円	73,510円	4	1,700,001円～ 1,800,000円	44,510円	19,000円	10,000円	73,510円
5	1,800,001円～ 1,900,000円	44,510円	22,000円	10,000円	76,510円	5	1,800,001円～ 1,900,000円	44,510円	22,000円	10,000円	76,510円
6	1,900,001円～ 2,000,000円	44,510円	25,000円	10,000円	79,510円	6	1,900,001円～ 2,000,000円	44,510円	25,000円	10,000円	79,510円

7	2,000,001円～ 2,100,000円	44,510円	30,000円	10,000円	84,510円	7	2,000,001円～ 2,100,000円	44,510円	30,000円	10,000円	84,510円
8	2,100,001円～ 2,200,000円	44,510円	35,000円	10,000円	89,510円	8	2,100,001円～ 2,200,000円	44,510円	35,000円	10,000円	89,510円
9	2,200,001円～ 2,300,000円	44,510円	40,000円	10,000円	94,510円	9	2,200,001円～ 2,300,000円	44,510円	40,000円	10,000円	94,510円
10	2,300,001円～ 2,400,000円	44,510円	45,000円	10,000円	99,510円	10	2,300,001円～ 2,400,000円	44,510円	45,000円	10,000円	99,510円
11	2,400,001円～ 2,500,000円	44,510円	50,000円	10,000円	104,510円	11	2,400,001円～ 2,500,000円	44,510円	50,000円	10,000円	104,510円
12	2,500,001円～ 2,600,000円	44,510円	57,000円	10,000円	111,510円	12	2,500,001円～ 2,600,000円	44,510円	57,000円	10,000円	111,510円
13	2,600,001円～ 2,700,000円	44,510円	60,400円	10,000円	114,910円	13	2,600,001円～ 2,700,000円	44,510円	61,100円	10,000円	115,610円
14	2,700,001円～ 2,800,000円					14	2,700,001円～ 2,800,000円				
15	2,800,001円～ 2,900,000円					15	2,800,001円～ 2,900,000円				
16	2,900,001円～ 3,000,000円					16	2,900,001円～ 3,000,000円				
17	3,000,001円～ 3,100,000円					17	3,000,001円～ 3,100,000円				

18	3,100,001 円以上					18	3,100,001 円以上				
備考 (略)						備考 (略)					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。